

廿日市市委託業務成績評定要領

平成 26 年 4 月 1 日 制 定

令和 7 年 4 月 1 日一部改正

(目的)

第 1 条 この要領は、廿日市市の建設工事に係る測量、設計、地質調査等の委託業務の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第 2 条 評定は、原則として最終契約金額が 1 0 0 万円以上の業務について行うものとする。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(評定の内容)

第 3 条 評定は、業務成績評定表（別紙—1 業務成績評定表（以下「評定表」という。））に掲げる評価項目ごとに行うものとする。

(評定者)

第 4 条 前条の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、主任調査員、総括調査員及び検査員とする。

2 主任調査員及び総括調査員とは、廿日市市委託業務調査要領第 3 条第 1 項により指定された職員とする。

3 検査員とは、廿日市市委託業務検査要領第 5 条第 1 項により指定された職員とする。

(評定の方法)

第 5 条 評定は、業務ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定者は、業務成績採点表（別紙—2—1、別紙—2—2 及び別紙—3（以下「採点表」という。））に基づいて行い、評定表に記録するものとする。

(評定の時期)

第 6 条 評定者のうち、主任調査員及び総括調査員にあつては業務が完了したとき、検査員にあつては完了検査が終了したとき、それぞれ評定を行うものとする。

(評定の結果の提出)

第 7 条 検査員は、評定後、遅滞なく、評定表及び採点表を建設総務課長へ提出しなければならない。

2 建設総務課長は、評定点を検査調書へ記録し、評定の結果を契約課長及び業務担当課長に通知しなければならない。

(評定の結果の通知)

第 8 条 業務担当課長は、建設総務課長から評定の結果の通知があったときは、遅滞なく当該業務の受注者に対して、評定の結果を通知するものとする。

(評定の修正)

第 9 条 建設総務課長は、前条の規定により評定の結果を通知した後に、当該評定を修

正する必要があると認められる事由が生じた場合は、当該評定の結果を修正しなければならない。

- 2 業務担当課長は、前項の規定による修正を行ったときは、遅滞なく、その内容を当該業務の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第10条 第8条又は前条第2項の規定による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により、市長に対して評定の内容について説明を求めることができるものとする。

- 2 前項の書面の提出先は、業務担当課とする。

- 3 市長は、第1項の説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日以降に契約を締結する委託業務について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日前に一般競争入札の公告又は指名競争入札の通知を行ったものについては、なお従前の例による。